

I Rにおけるカジノ規制等について (参考資料)

第3回 特定複合観光施設（I R）に関する有識者懇談会

平成30年10月17日

北海道経済部観光局

1 カジノ規制の全体像

免許等による 参入規制

- (1) カジノ事業者
事業者のほか、
以下の者も対象
 - ・代表者
 - ・役員
 - ・株主
 - ・監査人等
- (2) 土地/施設の
所有者等
- (3) カジノ関連機器
等製造事業者等
- (4) 指定試験機関
等

カジノ施設・ 機器の規制

- ・施設の数・規模
- ・施設の構造・設備
- ・カジノ関連機器の
基準等
- ・型式検定等

カジノ事業活動の規制

- (1) カジノ行為（ゲーミング）に関する規制
 - ・種類・方法の制限
 - ・不正防止のための措置等
- (2) カジノ事業に関する規制
 - ・約款の認可
 - ・広告・勧誘の制限
 - ・コンプの規制
 - ・金融業務の限定
 - ・入場規制・本人確認
 - ・業務委託の制限
 - ・従業員の確認・届出
 - ・内部管理体制の整備
 - ・カジノ施設内関連業務の制限
 - ・秩序維持・苦情処理のための措置 等
- (3) カジノ事業を含む I R 事業に関する規制
 - ・業務方法書の認可
 - ・契約の認可等
 - ・業務監査の実施
 - ・区分経理の実施
 - ・財務報告書・内部統制報告書の届け出等

弊害防止対策

依存防止対策

- ・入場規制
(入場回数制限、本人、家族申告
による利用制限措置、入場料等)
- ・広告・勧誘の制限
- ・コンプの規制
- ・与信の制限
- ・カジノ事業者自らが実施する
依存防止措置 等

青少年の健全育成

- ・入場規制
- ・広告・勧誘の制限 等

マネー・ロンダリング対策

- ・チップの規制
- ・取引時確認書の義務づけ
- ・カジノ事業者自らが実施する
マネー・ロンダリング対策 等

カジノ管理委員会

世界最高水準のカジノ規制を的確に執行するため

- ・調査権限
- ・報告徴収、立ち入り検査等
- ・監督処分
- ・業務改善命令
- ・業務停止命令
- ・許認可の取り消し 等
- ・罰則

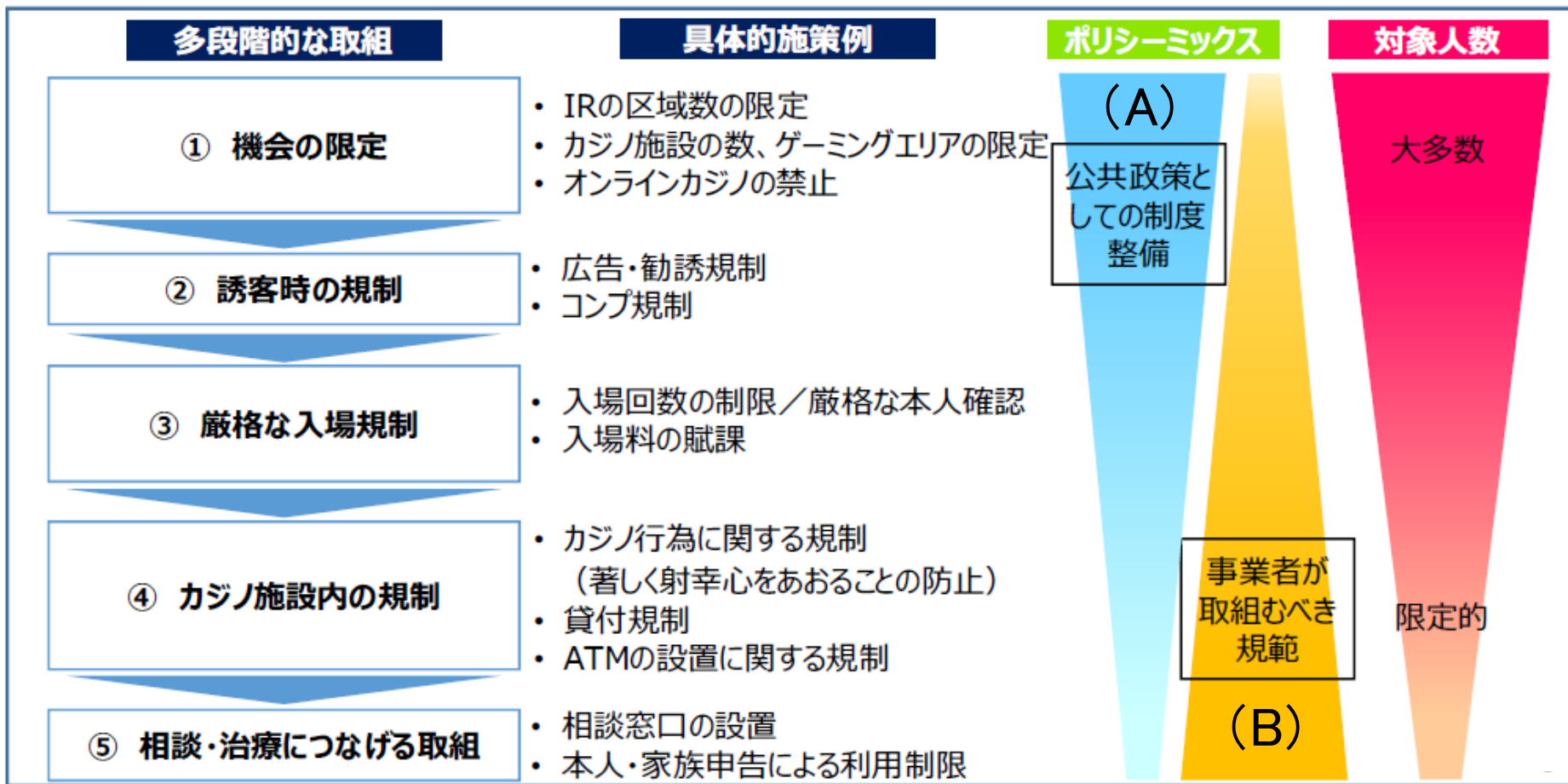
適切な
役割分担

主務大臣
都道府県等

公益性の観点から
I R 事業全体を
規制・監督

2 依存防止対策 ～ 多段階的な取組

- 国では、カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内の規制、⑤相談・治療につなげる取組まで重層的／多段階的な取り組みを制度化
- 上記取組について、**(A)公共施策として制度を整備するもの、(B)カジノ事業者が取り組むべきもの、(A)と(B)の両方の取組が求められるものを適切に組み合わせを考慮**する必要がある。



2 依存防止対策 ～ ① 機会の限定

◆ 機会の限定

① 機会の限定

② 誘客時の規制

③ 厳格な入場規制

④ カジノ施設内の規制

⑤ 相談・治療につなげる取組

- ・ 既存のギャンブル等においては、アクセスが容易である一方、I Rは、区域認定数の上限やカジノ面積が法令により制限。また、オンラインカジノは認められていない。

既存のギャンブル等

- ・ 公営競技のレース場の数は限定されているが、場外売り場は国内に多く存在
- ・ 競技の開催日が定められており、開催回数は限定
- ・ インターネットで投票券が購入可能

I R

- ・ I R 区域の数の上限は3【法第9条⑪七】
- ・ カジノ面積の規制（上限は政令で規定）【法第41条①七】
- ・ オンラインカジノの禁止

公営競技	レース場の数	場外売り場
中央競馬	10場(2場:札幌・函館)	89か所(26か所)
地方競馬	17場(2場:帯広・門別)	82か所(24か所)
競輪	44場(1場:函館)	70か所(3か所)
オートレース	5場(0場)	28か所(1か所)
モーターボート競走	24場(0場)	73か所(1か所)

「競馬場の全国分布」(農林水産省)より平成28年4月1日現在
 「中央競馬の場外発売所分布図」(農林水産省)
 より平成29年6月24日現在
 「地方競馬の場外発売所分布図」(農林水産省)
 より平成29年5月1日現在
 競輪オフィシャルサイト 競輪場/場外売り場より
<http://keirin.jp/pc/jyolist>
 オートレースオフィシャルサイト 全国発売所一覧より
http://autorace.jp/race_map/
 BOAT RACEオフィシャルウェブサイトより
<http://boatrace.jp/owpc/pc/site/place/stadium/>

※ 全国（北海道内）

【参考】 パチンコ 全国 10,986店舗（道内 559店舗）

日本遊技事業共同組合連合会ホームページより
<http://www.zennichiyuren.or.jp/material/report.html/tenpointindex/582>

2 依存防止対策 ～ ② 誘客時の規制

◆ 誘客時の規制

① 機会の限定

② 誘客時の規制

③ 厳格な入場規制

④ カジノ施設内の規制

⑤ 相談・治療につなげる取組

広告・勧誘の制限

- ・ 既存のギャンブル等においては、射幸心を煽らないことを重視する一方、I Rは、ギャンブル等依存症対策を目的として、広告・勧誘の内容、場所等に関する制限等を実施。

既存のギャンブル等

○ 広告・勧誘の制限

- ・ 射幸心を煽らないことを重視しているが、ギャンブル等依存症の注意喚起に資する形では未実施
- ・ 広告の掲載・勧誘の実施の場所等の規制なし

I R

○ 広告・勧誘の制限【法第106条】

- ・ 広告・勧誘の内容、場所等に関する制限
 - ・ 未成年者に対する広告・勧誘を禁止
 - ・ 再勧誘の禁止
 - ・ カジノ管理委員会による広告勧誘指針の作成・公表
 - ・ 広告・勧誘を行う者に対する一定の表示・説明の義務付け
- ##### ○ カジノ管理委員会による広告・勧誘の中止命令等【法第107条】

【参考：他国の例】

シンガポール

- ・ 当局による広告の事前承認制
- ・ シンガポール国民及び永住者を対象とした広告の禁止
- ・ 広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等）

米国ネバダ州

- ・ 良識、品位、品格、誠実さを備えた、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合は（虚偽又は重大な誤解を招くような広告を含む）、懲戒処分の対象

◆ 誘客時の規制

コンプ*に関する規制

・ 既存のギャンブル等においては、コンプに関する商習慣がない一方、
I Rは、外国人旅行者・V I P顧客の勧誘等の観点から一定の規制の下、コンプを提供。

既存のギャンブル等	I R
※ 商習慣なし	<p>○コンプに関する規制【法第108条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額のコンプの提供や、善良の風俗を害するおそれのある提供方法の禁止 ・ カジノ事業者に対し、コンプを提供した日時や顧客の氏名、コンプの金額・内容等について記録作成・保存を義務付け

【参考：他国の例】

シンガポール	米国ネバダ州
<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケティング業者に対して、支払った手数料、リベート及びコンプの額等の記録保管の義務付け) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプ提供に係る記録保存や報告を義務付け

* コンプ・・・一定以上の金額をカジノで賭けた人が受けられる特別な優遇サービス

【参考：諸外国で提供されている物品やサービス（コンプ）の例】

- ・ 交通手段の提供
- ・ カジノ施設内における飲食物の提供、無料ゲーム
- ・ IRにおける劇場・美術館等のチケットの割引・無料提供 等

(出典) 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局
「IR推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」

2 依存防止対策 ～ ③ 厳格な入場規制

◆ 厳格な入場規制

①機会の限定

②誘客時の規制

③厳格な入場規制

④カジノ施設内の規制

⑤相談・治療につなげる取組

入場回数制限／厳格な本人確認

- ・ 既存のギャンブル等においては、入場回数制限や厳格な本人確認に関する規制がない一方、IRは、入場回数制限やマイナンバーカードを活用した厳格な本人確認を実施。

既存のギャンブル等	IR
※ 規制なし	<ul style="list-style-type: none">・ 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限【法第69条①四・五】・ カジノ管理委員会による入場回数情報の一元的な把握【法第69条、70条】・ マイナンバーカードを活用した本人確認【法第70条】

【参考：他国の例】

シンガポール	米国ネバダ州
<ul style="list-style-type: none">・ 本人の申請に基づく入場回数制限・ 家族の申請に基づく入場回数制限・ 第三者による入場回数制限<ul style="list-style-type: none">- NCPG*の査定委員会が過去の信用情報に問題があると認める者- NCPGの査定委員会がギャンブルによって経済的に劣悪な状況にさらされていると判断した者	—

* NCPG：問題ギャンブル国家評議会（National Council on Problem Gambling）

（出典）特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 「IR推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」

◆ 厳格な入場規制

入場料の賦課

- ・ 既存のギャンブル等においては、少額の入場料を徴収している公営競技もある。
I Rは、6,000円/回の入場料が法定。また、シンガポールの様な年間パスの設定は想定されていない。

既存のギャンブル等	I R
<ul style="list-style-type: none">・ 公営競技においては開催競技によっては少額の入場料を徴収 (中央競馬：100円～200円)	<ul style="list-style-type: none">・ 入場者（国内に住居を有しない外国人を除く）に対し、1回につき6,000円を賦課（24時間単位）【法第176条、177条】

【参考】 国内アミューズメント施設の入場料・利用料の例

施設	金額（一日券）
東京ディズニーリゾート（ランド/シー）	7,400円
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（U S J）	7,600円
北海道グリーンランド	4,800円
旭山動物園	820円

- ※ 依存症対策としての入場料の効果についての科学的知見は必ずしも確立されていないが、入場料の賦課により、下記が期待される。
 - ・ 入場回数制限のための本人確認
 - ・ カジノ施設への安易な入場の抑止
 - ・ 徴収した入場料を公益目的に還元

（出典）特定複合観光施設区域整備推進本部事務局
「IR推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」

【参考：他国の例】

シンガポール	米国ネバダ州
<ul style="list-style-type: none">・ シンガポール国民または外国人永住者から徴収・ 24時間：100 Sドル（約8,000円）・ 1年間：2,000 Sドル（約16万円）・ 徴収した入場料は公的、社会的または慈善目的に使用	—

2 依存防止対策 ～ ④カジノ施設内の規制

①機会の限定

②誘客時の規制

③厳格な入場規制

④カジノ施設内の規制

⑤相談・治療につなげる取組

◆カジノ施設内の規制

カジノ行為に関する規制（著しく射幸心をあおることの防止）

- ・ 既存のギャンブル等（パチンコ）においては、出玉規制を強化。
I Rは、著しく顧客の射幸心をあおることを防止するため、カジノ管理委員会規則により基準を設定。

既存のギャンブル等

- ・ パチンコへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を含む内容とする施行規則が平成30年2月1日から施行

I R

- ・ カジノ事業者は、カジノ行為の公正性を確保し、または著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準に従い、カジノ行為業務を行わなければならない。【法第73条③】

【参考：他国の例】

シンガポール

- ・ 規制当局はプレイ方法及びゲームルールを認可することができる

米国ネバダ州

- ・ 免許保持者は、州法に列挙されていないゲームを規制当局の許可なく運営してはならない

◆カジノ施設内の規制

貸付規制・ATMの設置に関する規制

- ・ 既存のギャンブル等においては、貸付規制やATM設置規制がない一方、I Rは貸付対象者を外国人及び一定金額以上の預け入れがある者に限定。
- ・ またクレジットカードの利用も外国人に限定するとともに、カジノ施設内のATM設置を禁止等。

既存のギャンブル等	I R
<ul style="list-style-type: none">・ 公営競技においては、ATMのキャッシングサービス機能の廃止もしくはATMの撤去が進められている。	<ul style="list-style-type: none">・ 特定資金貸付対象を<ul style="list-style-type: none">① 国内に住居を有しない外国人② カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭をカジノ事業者の管理する口座に預け入れている者 に限定【法第85条①二】・ 顧客ごとの貸付限度額の設定義務【法第86条①】・ クレジットカードを利用してチップを購入できる者を、上記①に限定・ カジノ施設内のATM設置を禁止するとともに、カジノ施設周辺での貸付機能付きATM設置を禁止

【参考：他国の例】

シンガポール	米国ネバダ州
<ul style="list-style-type: none">・ 貸付対象を①シンガポール国民等のうち、10万Sドル（約800万円）以上をカジノ事業者に預け入れている者、②外国人非永住者 に限定・ 顧客ごとの貸付上限額の設定義務・ クレジットカードを利用してチップを購入できるものを上記の①②に限定・ カジノ施設内のATM設置を禁止	<ul style="list-style-type: none">・ 顧客ごとの貸付上限額の設定義務

◆参考 金融業務の規制について

- ・ 諸外国のカジノでは、顧客の利便性向上のため、一般的に i ~ iv の金融業務が行われている。
- ・ 我が国においても、顧客の利便性向上のため、IR整備法及びカジノ管理委員会規則に基づく規制の下、事業者がこれらの業務を行うことが認められている。

業務	i. 顧客に金銭を貸付ける業務	ii. 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務 iii. 顧客の金銭を預かる業務	iv. 顧客の金銭を両替する業務
業務実施例	<p>カジノ施設</p> <p>カジノ事業者</p> <p>顧客の返済能力に応じた賭け金の貸付け(i) ※</p> <p>顧客</p>	<p>銀行等</p> <p>顧客の預貯金口座</p> <p>事前に賭け金を受入れ(ii)</p> <p>銀行等</p> <p>勝ち金等を送金(ii)</p> <p>カジノ施設</p> <p>カジノ事業者</p> <p>カジノ事業者が管理する顧客の預け金</p> <p>預け金の受入れ(iii)</p> <p>預け金の払い出し(iii)</p> <p>顧客</p>	<p>カジノ施設</p> <p>カジノ事業者</p> <p>外貨と日本円の両替(iv)</p> <p>顧客</p>
目的	顧客の利便性の向上	現金を持ち運ぶ手間や防犯上のリスクを軽減するといった顧客の利便性の向上	特に外国からの顧客の利便性の向上
カジノ特有の懸念	過剰貸付け カジノ行為への依存の助長	マネー・ローンダリングへの悪用	マネー・ローンダリングへの悪用

※ 貸付対象は、外国人又はカジノ管理委員会規則で定める金額以上（参考:シンガポールは約800万円）を預け入れている者

2 依存防止対策 ～ ⑤ 相談・治療につなげる取組

①機会の限定

②誘客時の規制

③厳格な入場規制

④カジノ施設内の規制

⑤相談・治療につなげる取組

◆相談・治療につなげる取組

事業者が実施する措置（相談窓口の設置、本人・家族による利用制限等）

- ・ 既存のギャンブル等においても、近年、様々な対策が強化され始めている。
I Rは利用制限や相談窓口の設置等が法定され、かつ、的確な実施のための措置についても規定。

既存のギャンブル等

- ・ インターネット投票サイトのログイン画面やポスターにおいて相談窓口を掲載し、相談窓口の明示・周知
- ・ 全ての公営競技主催者等に依存症対策担当を配置（H29.12時点 164か所）
- ・ H29.6にギャンブル依存症予防回復支援センターを設立し、H29.10より年中無休24時間体制無料電話相談体制を構築
- ・ パチンコでは、リカバリーサポートネットワーク（RSN）の相談時間を延長。精神保健福祉士、司法書士等による対面無料相談会の開催
- ・ H29.4より、全ての競走場・場外売り場及びインターネット投票において、本人申告によるアクセス制限の運用を開始
- ・ 日本中央競馬会では、インターネットでの投票券購入に関する家族申告による利用制限措置を導入。その他の公営競技においてもH30年度から導入予定

I R

- カジノ事業者に対して、**依存防止規程**に従って、次の依存防止措置を講じることを義務付け【法第68条】
 - ・ 本人・家族申告による利用制限【法第68条①一】
 - ・ 依存防止の観点から施設を利用させることが不適切であると認められる者の利用制限【法第68条①二】
 - ・ 相談窓口の設置【法第68条①三】
 - ・ 上記の他、依存による悪影響防止の観点から必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置【法第68条①四】
- 上記の的確な実施のための
- ・ 従業員に対する教育訓練の実施
 - ・ 体制の整備 等
- を義務付け【法第68条②】

3 青少年の健全育成、マネー・ローンダリング対策等

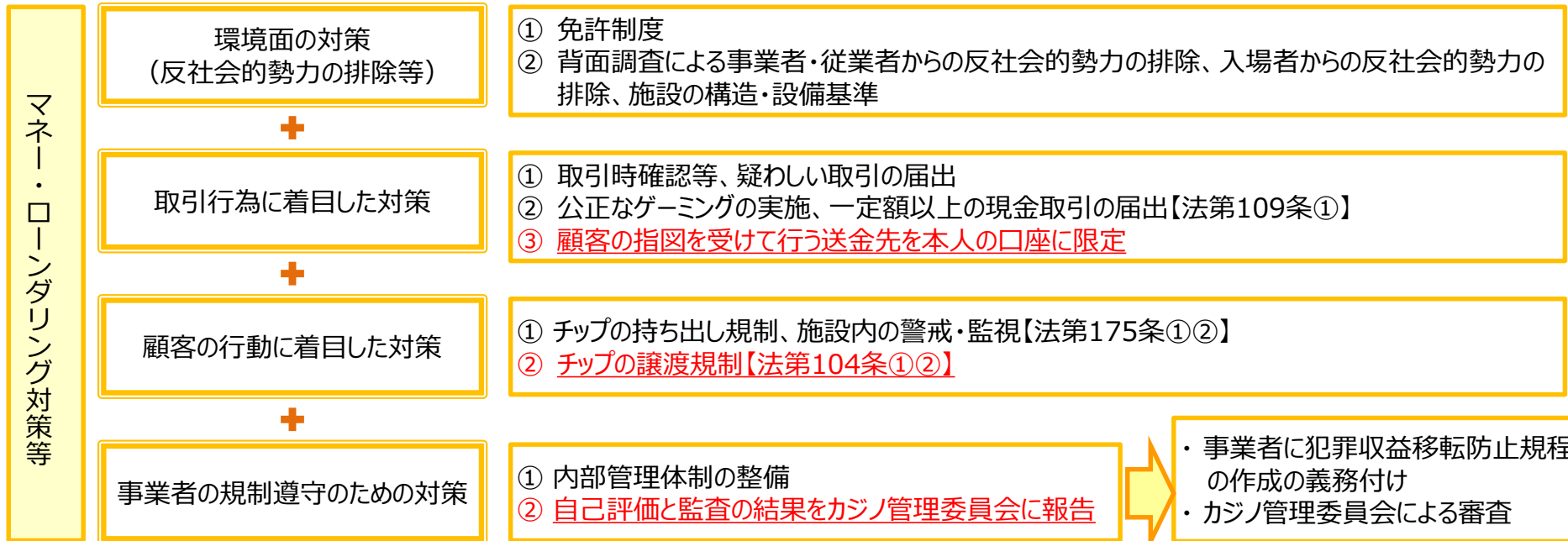
【青少年の健全育成】

- ・未成年者へのカジノ施設の入場規制と広告・勧誘を制限
- ・ギャンブル等依存症対策基本法では、国及び地方公共団体にギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策（学校教育等）を講じることを義務付け。

【マネー・ローンダリング対策等】

- ・犯罪収益移転防止法の枠組みに加え、一定額以上の現金取引の報告を義務付け
- ・暴力団員の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員本人に義務付け（※ 他の法令にはない規制）

	I R 整備法	ギャンブル等依存症対策基本法	その他
健全育成の青少年	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者へのカジノ施設の入場を規制 ・未成年者への広告・勧誘の制限 ・広告・勧誘時に未成年者の入場規制の表示もしくは説明を義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体にギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策（学校教育等）を講じることを義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度の高等学校入学生から適用予定の「高等学校学習指導要領」の解説に、アルコール等の依存症に加え、ギャンブル等も触れるように追加

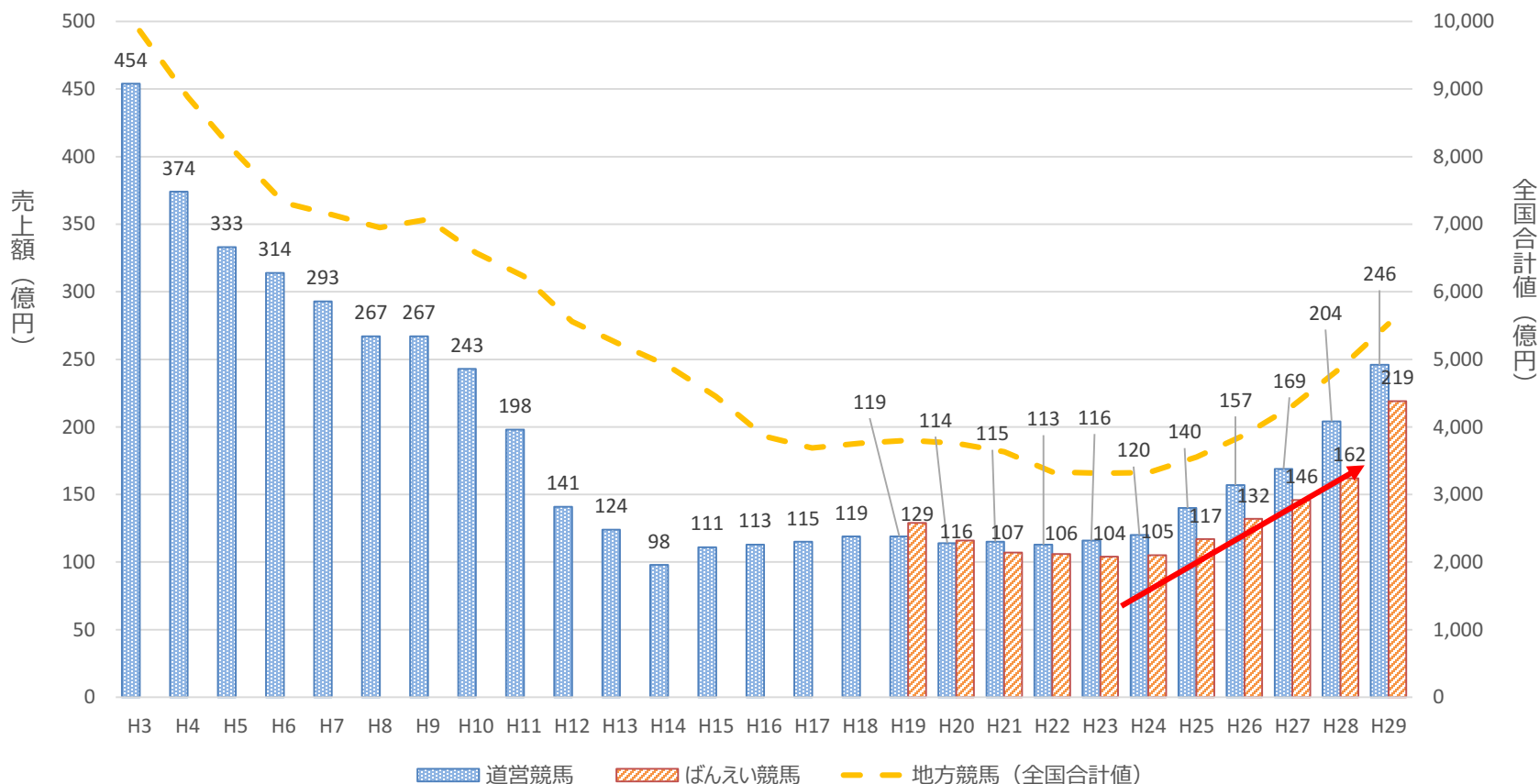


4 北海道における公営競技・遊技場の状況

◆ 道営競馬及びばんえい競馬

- 平成29年度の道営競馬の売上はピークの平成3年度の約5割
- 勝馬投票券のインターネット発売等により、近年は増加傾向

道営競馬及びばんえい競馬の売上額の推移



※ばんえい競馬は帯広単独開催となったH19以降のデータを引用

道営競馬：道農政部競馬事業室資料

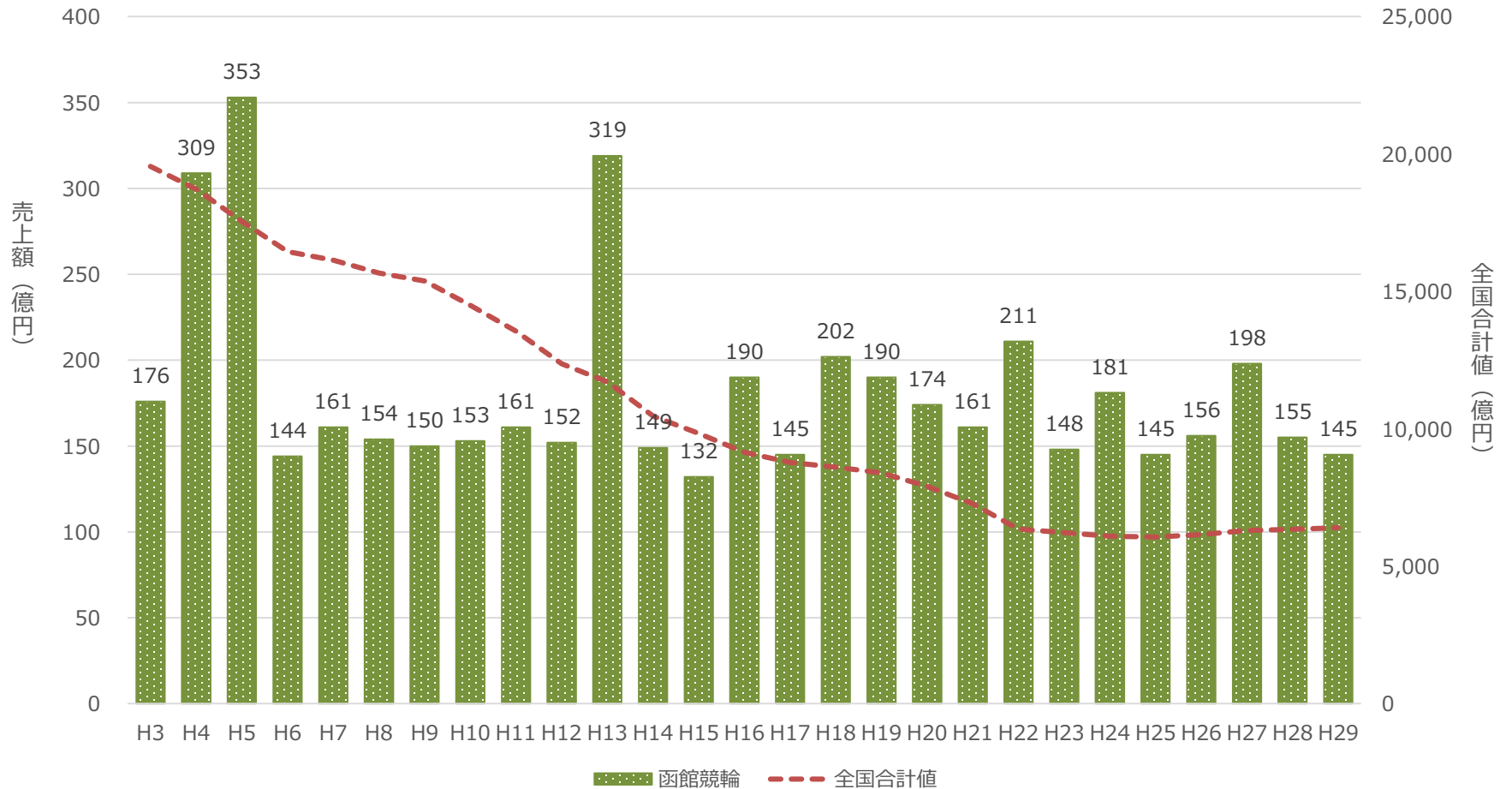
ばんえい競馬：ばんえい十勝平成29年度終了報告

地方競馬：参議院調査室「立法と調査」2012年4月号、地方競馬全国協会事業報告書 より道作成

◆ 函館競輪

- 平成29年度の全国の競輪の売上は平成3年の約4割
- 函館競輪については、波があるものの近年はほぼ横ばいで推移

函館競輪の売上額の推移

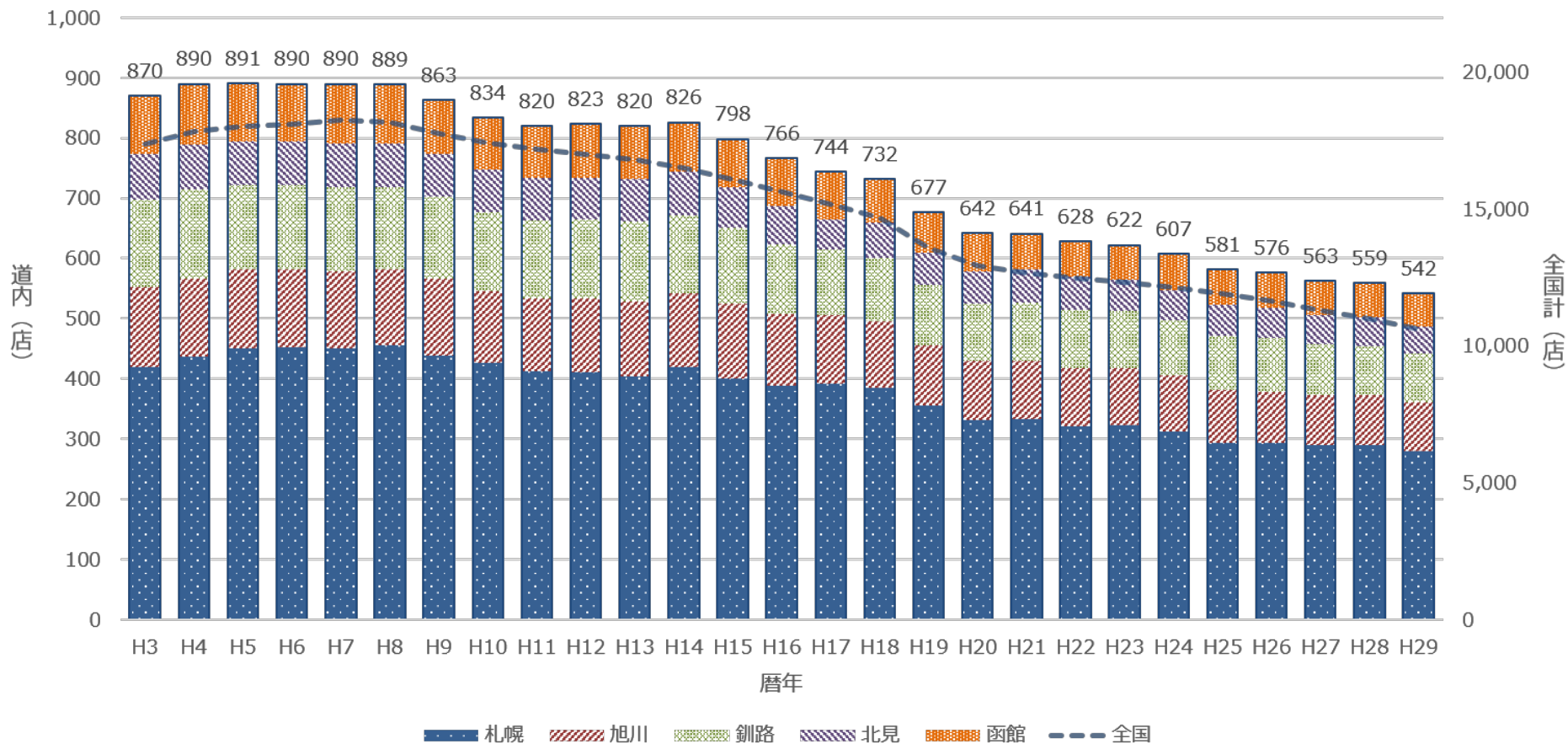


函館市「平成28年度函館競輪事業概要」
 経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」より道作成

◆ 遊技場（パチンコ・パチスロ等）

- 平成29年の北海道における遊技場店舗数は、平成4年の約6割
- 全国、道内ともに、遊技場店舗数は減少傾向

北海道における遊技場店舗数の推移（方面本部管内別）



5 参考：ギャンブル等依存症について

◆ 日本におけるギャンブル等依存症の状況

- 直近の調査（平成29年度）の過去1年以内の評価では、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の0.8%と推計（平均年齢 45.5歳、男女比 9.7：1）
- 面接の結果、最もよくお金を使ったギャンブル等については、パチンコ・パチスロが最多であり、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の過去1年以内の掛け金は、平均で1か月に約5.8万円

	平成29年度 全国調査	平成28年度 予備調査	平成25年度 全国調査
研究実施主体	日本医療研究開発機構 (AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者：松下幸生 副院長)		厚生労働省科学研究 研究代表者：樋口進 (久里浜医療センター院長)
調査方法	面接調査		自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出	11都市の住民基本台帳より無作為に抽出	全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	10,000名	2,200名	7,052名
回答者数	4,685名 (回答率46.9%)	993名 (回答45.1%)	4,153名 (回答率58.9%)
ギャンブル等依存症が疑われる者 (SOGS5点以上、過去1年以内)	0.8% (32名/4,685名)	0.6% (5名/993名)	調査していない
ギャンブル等依存症が疑われる者 (SOGS5点以上、生涯)	3.6% (158名/4,685名)	2.7% (26名/993名)	4.8%

出所：国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）より抜粋

◆ 諸外国のIRにおけるギャンブル等依存症対策

各種依存症対策の実施状況 (○：実施、－：未確認)

		シンガポール	米バージニア州	MA州	豪VC州	韓国 ※1
カジノにおける責任あるギャンブル対策	与信対策	○	－※2	○	○	○
	広告規制	○	○	○	○	○
	入場制限	○	－※3	○	○	○
	入場課徴金	○	△※4	－	－	△※5
	青少年の入場制限	○	○	○	○	○
	従業員教育	○	○	○	○	○
	賭金等の制限設定	○	－	○	○	○
ギャンブル全般を対象とした責任あるギャンブル対策	広報啓発	○	○	○	○	○
	青少年教育	○	○	○	○	○
	相談・治療	○	○	○	○	○
	ギャンブル依存症の研究調査	○	－	○	○	○

各国・地域の特徴

- ・ シンガポール： 責任あるギャンブル対策に関しては全て法令にて規定。
- ・ (米)バージニア州： 責任あるギャンブル対策を目的とした入場制限については、法令上規定されていない。
- ・ (米)マサチューセッツ州： カジノ施設内に「Game Sense Info Center」を設置し、ギャンブルにまつわる基礎知識、依存症リスクの啓発、相談対応等のサービスを提供。また、家族申請に基づく入場排除は裁判所が命令。
- ・ (豪)ヴィクトリア州： 2015年12月より、スロットマシンにおける賭金等の制限設定を導入予定。
- ・ 韓国： 賭金等の制限設定ができる電子プレイヤーズカードは2010年より試験導入されており、2018年に全面導入予定。

- ※1 韓国国民が入場可能なカジノ場（カンウォン・ランド）でのケース。
- ※2 依存症対策の観点からの与信制限（対策）はない。
- ※3 アメリカのカジノ事業者団体が作成しているRG規範においては、入場制限に関する規定がある。
- ※4 法令上は入場課徴金の徴収が可能であるが、実際に入場課徴金を徴収しているカジノ事業者はない。
- ※5 国税として入場課徴金を徴収しており、責任あるギャンブル対策を目的としていない。

MA州：米マサチューセッツ州
VC州：ビクトリア州

出典：内閣官房 特定複合観光施設区域に関する海外事例調査（依存症対策、区域選定等）報告書 概要版

◆ シンガポールにおけるギャンブル等依存症率の推移

- ・ シンガポールでは、病的ギャンブル及び問題ギャンブルともに減少傾向。

シンガポールでは、ギャンブル活動の実態調査のため、2005年以降、3年ごとに「シンガポール居住者のギャンブリング活動参加に関する調査（Survey in participation in Gambling Activities among Singapore Residents）」を実施。

	2005年	2008年	2011年	2014年
病的ギャンブリング (Probable Pathological Gambling)	2.1%	1.2%	1.4%	0.2%
問題ギャンブリング (Probable Problem Gambling)	2.0%	1.7%	1.2%	0.5%
合計 (Total)	4.1%	2.9%	2.6%	0.7%

シンガポールでは、2010年に I R 開業
(マリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ)

出典：特定複合観光施設区域に関する海外事例調査（依存症対策、区域選定等）報告書を元に加工